

平成 29 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 1 回 理事会議事録

招集年月日 平成 29 年 5 月 1 日 (月)
開催日時 平成 29 年 5 月 29 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 26 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 研修室
出席理事名 保立一男、今郡利夫、高安俊昭、柳堀弘、大槻邦夫、伊豆義隆、信太俊浩、花田三男、
中嶋正子、千葉千恵子、原直俊、坂下弘之、仲本守、菅谷久子、齊藤幸治、卯月秀一
(書面による意見書の提出 小島真知子、加藤義一)
出席監事名 中山照明、日高勝利

定刻通り、平成 29 年度第 1 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数 18 名中 16 名の出席により、定款第 30 条第 1 項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した後、保立会長から挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・保立一男(会長)

本会議の議事録については、定款 31 条第 2 項により、会長及び監事の記名押印になることを事務局から説明した。

○議 事

議案第 1 号 平成 28 年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認について

※事前に資料が送付されているため、説明は重要事項のみ。

(事務局：相良)平成 28 年度は、第 4 次地域福祉活動計画の 2 年目として、計画の実現に向けた具体的な取り組みとしまして、成年後見制度における「福祉後見サポートセンターかみす」の運営を進めるとともに、社会福祉法人としての適切な法人経営と財源確保に関する中長期的な発展・強化計画の策定に取り組んだところでございます。

また、市の指定管理事業で、平成 26 年度、27 年度と支出超過となっていた「障害者デイサービスセンターのぞみ」は、利用料方式となって 3 年目の平成 28 年度決算において、はじめて黒字経営となり、もうひとつの指定管理事業「福祉作業所きぼうの家」と合わせ、独立採算を達成し、さらに収益の一部を法人本部の地域福祉事業に還元することもできました。

【詳細については、平成 28 年度事業報告書及び収支決算書、平成 28 年度決算書付随明細書に沿って、荒井主査、相良主査から説明を行った】

内容説明後、中山監事から監査報告がされた。

—質疑—

(柳堀理事)資料 P. 54 の下段に記載がある「行政区以外」について説明をお願いします。

(事務局：相良)社協の会費は各地区の区長さんを通じてお願いしていますが、社協の窓口行政区に加入している、していないに係わらず、直接社協の窓口でご加入いただくケースが増えてきています。また、銀行振込でも会費の納入が可能ですので、区長さんを経由しない会費については「行政区以外」として取り扱っています。

(柳堀理事)行政区以外ということだったので、神栖市以外の方と思っていました。これは区長さんが集めた会費以外の方という意味なのですね。

(卯月理事)事業報告書 P. 25 に、成年後見事業実施状況で受任件数が 3 件とあります。しかし、P. 27 の福祉後見サポートセンターかみす運営委員会のところでは、計 4 件の受任決定とありますが、この差異につ

いて説明をお願いします。

（事務局：荒井）平成29年3月21日の運営委員会での候補者受任決定については、まだ裁判所からの審判が下りていませんので、P. 25にある件数の中には含まれておりません。

（柳堀理事）決算書P. 73に法人単位貸借対照表がありますが、事業未収金、事業未払金の内訳について説明をお願いします。

（事務局：相良）決算書P. 100に未収金及び未払金の明細書を掲載しています。未収金の多くは年度をまたいで受領する契約となっている神栖市からの受託金や国保連合会からの介護報酬となっていますが、いずれも現段階で入金は完了しています。また、大半の未払金については4月末に、残りの未払金は5月末に精算ができるように整理をしています。

（仲本理事）決算書P. 69の労働派遣事業についてですが、昨年の8月に相模原市の障害者施設で痛ましい事件があったのは記憶に新しいかと思えます。例えば精神疾患の方が措置入院し、一定の期間治療を受けた後、退院して地域に戻ってくる。そういった情報などは市や社協の方に提供がされるような体制になっているのでしょうか。また、市外・県外からそういった方が神栖市へ転入してくるといったような情報についても提供はされているのでしょうか。

（事務局：橋田）市民の方の個人情報については、直接社会福祉協議会に入ってくるということはありません。市障がい福祉課には社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持った社協職員が1名派遣されています。精神障害者の相談援助活動を行う中で、特に問題行動がある精神疾患患者や課題の多い精神障害者が含まれる世帯に関わる際は、障がい福祉課長の了解を得た上で、社会福祉協議会に情報提供をいただいて、ケース会議を行いながら対応する形を取っております。問題があるケースについては必ず情報共有をして関わっております。

（仲本理事）一生懸命仕事をしていて、社協職員がそういった事件などに巻き込まれてしまっは大変だと思ひ、質問させてもらいました。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

議案第2号 成年後見制度法人後見支援業務の新規受託、及び受託にかかる補正予算(案)について

（事務局：荒井）当該事業につきましては、「経営改善計画策定指針に基づく行動計画（発展・強化計画）」策定時に、市健康福祉部各課へのヒアリングの中で、受託事業の候補として挙げられていた事業となります。担当課の障がい福祉課と継続的な協議を続け、平成29年4月25日に正式な受託要請に至りました。市からは、平成29年度中の受託契約を求められておりまして、受託した場合には、本会の新事業となりますが、既に運営している「福祉後見サポートセンターかみす」の年間事業計画と重なる項目も多いため、当該事業を平成29年6月から受託することについてお諮りするとともに、受託金収入及び事業経費にかかる予算について、補正予算書(案)を編成しましたので、ご審議をお願いしたいと思います。

【具体的な内容】

委託予定金額：年間370,000円

1. 成年後見制度法人後見支援事業

(内容)

①法人後見実施のための研修

市民後見人の育成に関する検討会議の実施（年4回程度）

②法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

法人後見活動の報告、地域の実態把握のための市との定期的な打合せ（年4回程度。①と合同で可）

③法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体や地域の関係機関が困難事例等に円滑に対応出来るための支援体制の構築

④法人後見受任

2. 成年後見制度普及啓発事業

(内容)

- ①市民向け講演会を1回実施
- ②関係機関向けの研修会を1回実施
- ③出前講座
- ④成年後見制度普及、啓発のためのパンフレット作成と配布

委託予定金額は37万円と提示がありまして、平成29年度の予算に反映させるための補正予算(案)を組んでおります。資料P.4に記載してありますように、受託金収入の中に科目を新設して計上しています。対する費用としましては、事業費支出の中でパンフレット作成等にかかる印刷費、研修会開催時の講師謝礼等、事務費支出としましては先進地視察にかかる研修費等で予算化をしています。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

議案第3号 平成29年度定時評議員会の招集について

(事務局：相良) 定款改正によりまして、新しい定款第14条には「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する」とされました。それを受けて、今回平成29年度定時評議員会の日時及び内容について提案をするものでございます。内容については、資料P.6の記載の通りとなっておりますが、開催日時は平成29年6月6日(火)午後2時から、場所は神栖市保健・福祉会館の研修室を会場として予定しました。

議事案件は3件です。議案第1号は定時評議員会をもって任期満了となる役員の選任、議案第2号は事業報告及び決算の承認、議案第3号は成年後見制度法人後見支援事業の受託にかかる補正予算(案)となっております。招集予定は、現在評議員として委嘱をしております40名の方々です。40名の内訳につきましては、資料P.10に評議員名簿として掲載しております。この40名の方々には、前回3月の理事会の中で候補者として選任をいただきました。候補者40名は理事会後に開催いたしました評議員選任委員会の中で正式に評議員として選任されたところでございます。

議案第1号の役員の選任につきましては、現在、役員選任規程に基づきまして各関係団体へ後任者役員の理事・監事の推薦をお願いしているところです。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成15名、反対0名で議決された。

(事務局：橋田) 理事・監事の皆様には、約1年半にわたる任期の間、本会の役員としてご協力を頂きましたことを改めて御礼申し上げます。

会議閉会前に、事務局から1点連絡事項がございます。第2回理事会は、新しい役員による最初の理事会として、6月7日(水)午前10時から開催いたします。理事、監事就任予定の方には別途ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、平成29年度第1回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。